第

679

뮥

READAS

1994年1月6日創刊。毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1996年) 平成8年 1 0月 3日 木曜日

発行所

株式会社「アンミュレーション

大阪市中央区平野町 3 - 1 - 1 O Tel: 06-209-7678 編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax: 06-209-8145

命個人事業主の日当

②:私は個人で事業を営んでいます。従業員が出張する場合には、旅費規定により、宿泊料や日当を支給していますが、個人事業主である私が出張した場合にも、従業員と同様に、宿泊料や日当を必要経費として差し支えないでしょうか。

A:個人事業主本人の日当は、必要経費として認められません。

また、宿泊料についても、実際に支出した 金額のみが必要経費となります。

【解説】

給与所得者が支払を受ける旅費については、 非課税規定が設けられており、その旅行につ いて通常必要であるものについては、非課税 とされています。

この非課税とされる旅費は、一般的には交 通費や宿泊料、日当等で構成されており、日 当精算という考え方があります。

一方、個人事業主に対する旅費は、従業員 に支給される旅費と異なり、概算額や日当精 算という考え方はありません。

ですから、個人事業主が仕事で出張するために支出する旅費や交通費は、実際に支出した金額のみが事業所得の金額の計算上必要経費とされ、日当については必要経費とされる余地はありません。







